

件名	松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則の一部を改正する規則
主管課	総務部 総務課
関係課	教育委員会 社会教育課
改正対象	松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則（平成27年松前町規則第23号）
根拠法令等	地方自治法第180条の2
制定（改正）理由	<p>町長の権限に属する事務のうち、教育委員会事務局職員に補助執行させている事務の一部について、補助執行を取りやめ、町長の補助機関である職員に処理させることとすることについて、地方自治法第180条の2の規定により、町長と教育委員会が協議を行った。</p> <p>その結果、松前町教育委員会に対する補助執行に関する規則第2条第5号に規定する事務（男女共同参画に関する事務）を取りやめることについて、教育委員会との協議が調ったことから、同条同号を削除する必要があるため。</p>
制定（改正）の主な内容	<p>第2条（補助執行事務）</p> <p>(5) 男女共同参画に関する事務 を削除する。</p>
施行日	令和2年4月1日
【その他参考事項】	